

別記様式（第9条関係）

（表）

第 _____ 号	立 入 検 査 証
35 ミ リ メ ー ト ル 写 真	下記の者は、海洋汚染等及び海上災害の防止に 関する法律第42条の25第1項の規定により立入検 査をする職員であることを証明する。
	官 職 氏 名 _____ 年 月 日生
24ミ リ メ ー ト ル	海上保安庁長官 印
年 月 日 発 行	
年 月 日 まで有効	
9センチメートル	

（裏）

3 第 九 条 の 十 八 第 一 項 又 は 第 四 十 二 条 の 二 十 五 第 一 項 の 規 定 に よ る 検 査 を 拒 み 、 妨 げ 、 又 は 忌 避 し た 者 は 、 三 十 万 円 以 下 の 罰 金 に 処 す る 。	3 第 一 項 の 規 定 に よ る 立 入 検 査 の 権 限 は 、 犯 罪 捜 査 の た め に 認 め ら れ た も の と 解 し て は な ら な い 。	2 前 項 の 規 定 に よ り 立 入 検 査 を す る 職 員 は 、 そ の 身 分 を 示 す 証 明 書 を 携 帯 し 、 関 係 人 に こ れ を 提 示 し な け れ ば な ら な い 。	3 第 一 項 の 規 定 に よ る 立 入 検 査 の 権 限 は 、 犯 罪 捜 査 の た め に 認 め ら れ た も の と 解 し て は な ら な い 。	(罰則)	第 五 十 八 条 の 二	第 四 十 二 条 の 二 十 五 海 上 保 安 庁 長 官 は 、 こ の 法 律 の 施 行 に 必 要 な 限 度 に お い て 、 指 定 海 上 防 災 機 関 に 対 し 、 海 上 防 災 業 務 若 し く は 経 理 の 状 況 に 関 し 報 告 を さ せ 、 又 は そ の 職 員 に 、 指 定 海 上 防 災 機 関 の 事 務 所 そ の 他 の 事 業 場 （ そ の 業 務 の 用 に 供 し て い る 船 舶 を 含 む 。） に 立 ち 入 り 、 海 上 防 災 業 務 の 実 施 状 況 若 し く は 帳 簿 書 類 そ の 他 の 物 件 を 検 査 さ せ る こ と が で き る 。	海 洋 汚 染 等 及 び 海 上 災 害 の 防 止 に 関 す る 法 律 抜 粹 (報告及び検査)
9センチメートル							

